

障害年金を受けている方へ

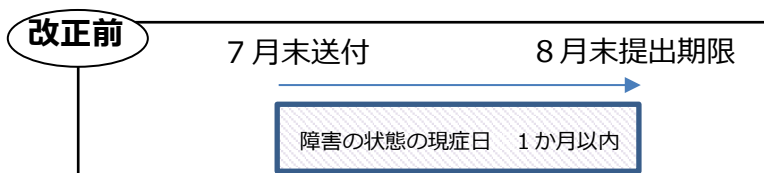
令和元年から

障害状態確認届（診断書）等の手続きが変更されます。

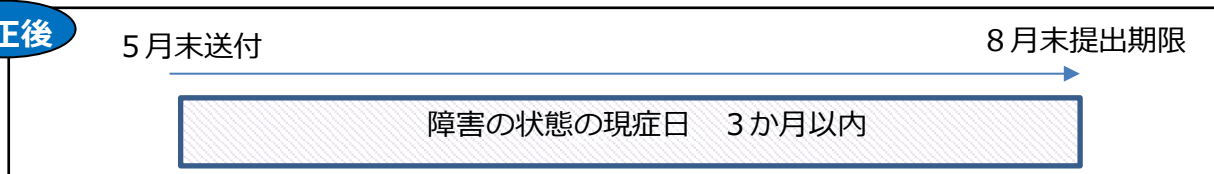
① 障害状態確認届（診断書）の作成期間が拡大されます。

- 障害状態確認届（診断書）の作成期間が提出期限 1 か月以内から 3 か月以内に拡大されます。
- これまで誕生月の前月末頃に送付していた障害状態確認届（診断書）の用紙は、今後誕生月の 3 か月前の月末に日本年金機構より送付します。
- この取扱いは提出期限が令和元年 8 月以降となる方が対象です。
- 仮に障害の状態が悪化している場合でも、年金額の改定は提出期限（誕生日の属する月の末日）の翌月からとなります。

例：8月生まれの方



改正後



② 障害給付額改定請求書に添付する診断書の作成期間が拡大されます。

- これまで障害給付額改定請求書には、提出する日前 1 か月以内の障害の状態を記入した診断書を添えることとされてきました。
- 変更後は提出する日前 3 か月以内の障害の状態を記入した診断書を添えてください。
- この取扱いは令和元年の 8 月以降の請求分が対象です。